

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
国 税 庁

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は1,372,755人（前年対比99.4%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は120,372人（同104.4%）で、その課税価格の総額は16兆3,937億円（同103.9%）、申告税額の総額は2兆915億円（同105.9%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 1,381,093	人 1,372,755	% 99.4
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 32,534 115,267	人 外 32,651 120,372	% 外 100.4 104.4
③	課税割合 (②/①)	% 8.3	% 8.8	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 254,517	人 264,455	% 103.9
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 16,644 157,843	億円 外 16,657 163,937	% 外 100.1 103.9
⑥	税額	億円 19,754	億円 20,915	% 105.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,116 13,694	万円 外 5,102 13,619	% 外 99.7 99.5
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,714	万円 1,737	% 101.4

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

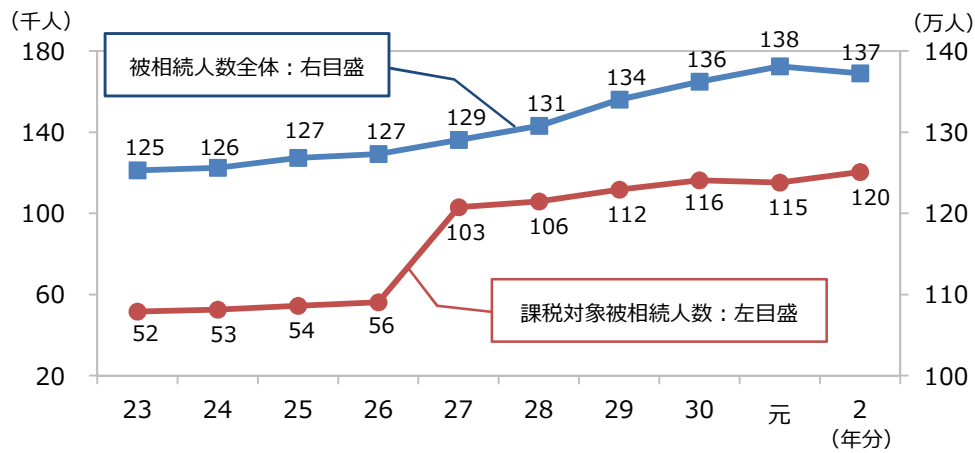
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

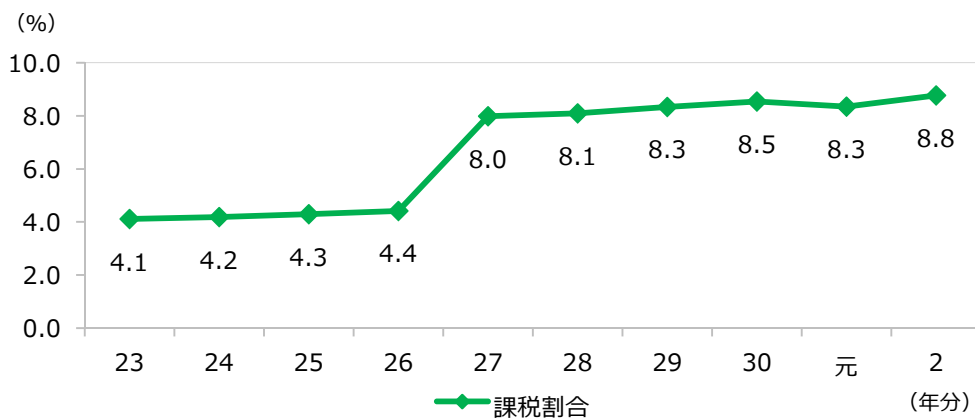
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

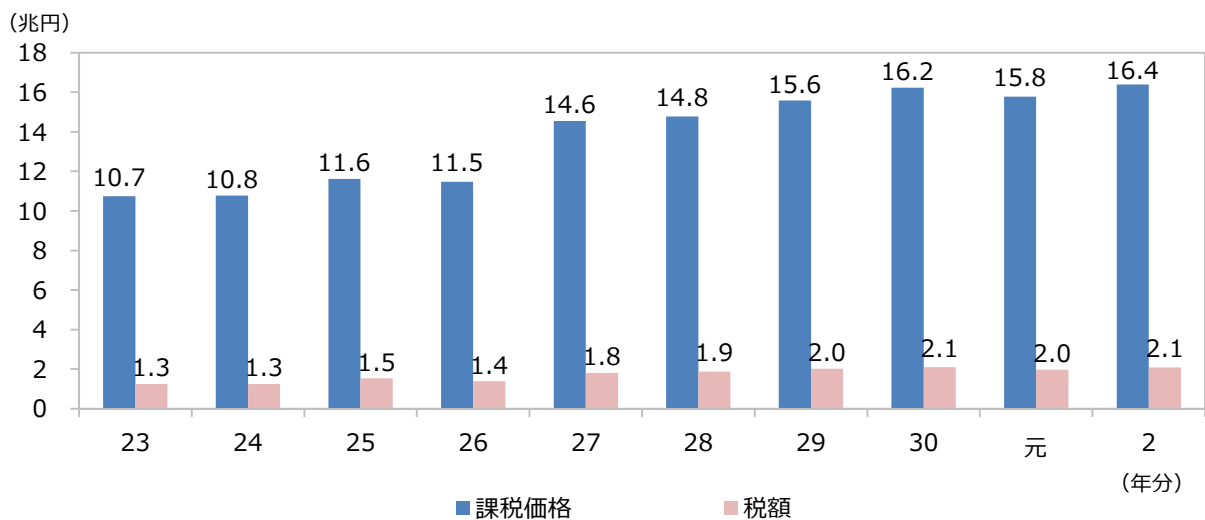
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

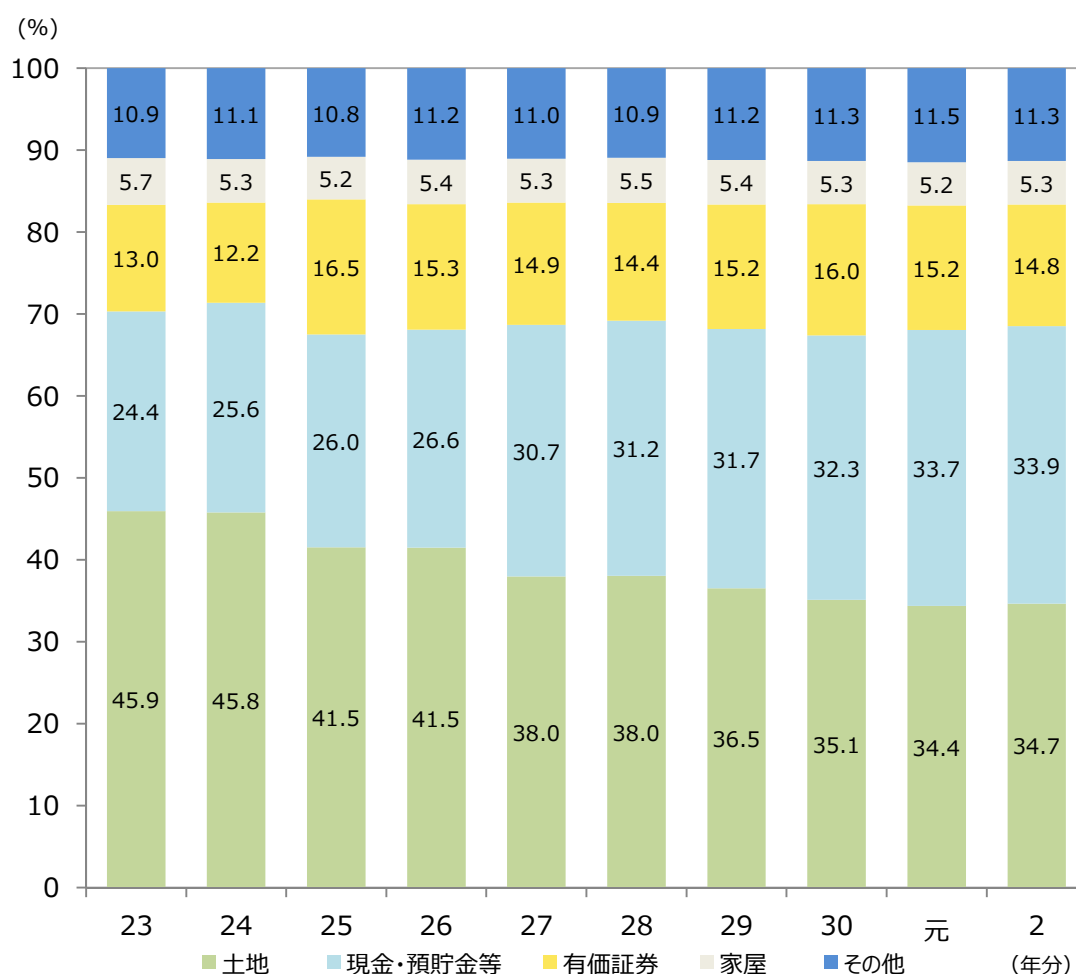
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	53,781	6,716	15,209	28,531	12,806	117,043
24	53,699	6,232	14,351	29,988	12,978	117,248
25	52,073	6,494	20,676	32,548	13,536	125,326
26	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
27	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
28	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663
29	60,960	9,040	25,404	52,836	18,688	166,928
30	60,818	9,147	27,733	55,890	19,591	173,179
令和元年	57,610	8,793	25,460	56,434	19,228	167,524
2	60,389	9,302	25,811	58,989	19,678	174,168

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。